

事 務 連 絡
令和 7 年 3 月 18 日

関 係 団 体 御中

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その 21）

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)あて連絡するとともに別添団体各位に協力を依頼しましたので、貴団体におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

(別添)

公益社団法人	日本医師会	御中
公益社団法人	日本歯科医師会	御中
公益社団法人	日本薬剤師会	御中
一般社団法人	日本病院会	御中
公益社団法人	全日本病院協会	御中
公益社団法人	日本精神科病院協会	御中
一般社団法人	日本医療法人協会	御中
一般社団法人	日本社会医療法人協議会	御中
公益社団法人	全国自治体病院協議会	御中
一般社団法人	日本慢性期医療協会	御中
一般社団法人	日本私立医科大学協会	御中
一般社団法人	日本私立歯科大学協会	御中
一般社団法人	日本病院薬剤師会	御中
公益社団法人	日本看護協会	御中
一般社団法人	全国訪問看護事業協会	御中
公益財団法人	日本訪問看護財団	御中
独立行政法人	国立病院機構本部	御中
国立研究開発法人	国立がん研究センター	御中
国立研究開発法人	国立循環器病研究センター	御中
国立研究開発法人	国立精神・神経医療研究センター	御中
国立研究開発法人	国立国際医療研究センター	御中
国立研究開発法人	国立成育医療研究センター	御中
国立研究開発法人	国立長寿医療研究センター	御中
独立行政法人	地域医療機能推進機構本部	御中
独立行政法人	労働者健康安全機構本部	御中
健康保険組合連合会		御中
全国健康保険協会		御中
公益社団法人	国民健康保険中央会	御中
社会保険診療報酬支払基金		御中
財務省主計局給与共済課		御中
文部科学省高等教育局医学教育課		御中
文部科学省高等教育局私学行政課		御中
総務省自治行政局公務員部福利課		御中
総務省自治財政局地域企業経営企画室		御中
警察庁長官官房教養厚生課		御中
労働基準局労災管理課		御中
労働基準局補償課		御中
各都道府県後期高齢者医療広域連合		御中

事 務 連 絡
令和7年3月18日

地 方 厚 生 （ 支 ） 局 医 療 課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その21）

診療報酬の算定方法の一部を改正する告示（令和6年厚生労働省告示第57号）等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和6年3月5日保医発 0305 第4号）等により、令和6年6月1日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義解釈資料を別添のとおり取りまとめたので、本事務連絡を確認の上、適切に運用いただくようお願いします。

医科診療報酬点数表関係

【検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料】

問1 「B009」の注18 検査・画像情報提供加算及び「B009-2」電子的診療情報評価料について、電子カルテ情報共有サービスを通じて検査結果及び画像情報等を送受、活用した場合、算定可能か。可能な場合、検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料の施設基準に係る届出様式はどのように記載すべきか。

(答) 他の要件を満たしている場合には算定可能。

届出様式について、「2」は「イ) 電子的な方法による送受を実施する」、「4」は「イ) 電子的な診療情報提供書に添付して送受信」を選択し、「5」には「全国医療情報プラットフォーム」と、「7」には事務局名として「厚生労働省」、事務局所在地として「東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館」と、「8」にはチャンネル・セキュリティとして「公衆網」、オブジェクト・セキュリティとして「SSL/TLS」と記載すること。

また、「6」には実際に診療情報を送受する医療機関名を記載すること。「10」のストレージ機能については「無」として差し支えない。

【遺伝学的検査】

問2 「指定難病に係る診断基準及び重症度分類等について」(平成26年11月12日付け健発1112第1号厚生労働省健康局長通知)が改正され、筋萎縮性側索硬化症(ALS)に対する核酸医薬品であるトフェルセンの投与に当たっては、「遺伝子検査において、SOD1遺伝子変異を確認することが必須である」とされたが、同薬の処方の際に、治療方針の決定を目的として遺伝子検査を行った場合、「D006-4」遺伝学的検査の「2 処理が複雑なもの」を算定することができるか。

(答) 算定できる。

【骨移植術】

問3 「K059」骨移植術(軟骨移植術を含む。)について、骨移植部位に自家骨のみを使用し、採骨部位に人工骨を使用した場合に、骨移植術(軟骨移植術を含む。)の「3」の「ロ」を算定可能か。

(答) 算定可能。

(別添 2)

訪問看護療養費関係

【訪問看護管理療養費】

問 1 「02」訪問看護管理療養費の注 12「専門管理加算」のロについて、「主治医から交付された手順書について、主治医と共に、利用者の状態に応じて手順書の妥当性を検討すること」とされているが、当該検討を行うまでの間は、訪問看護療養費明細書の「直近見直し年月日」の項目には何を記載すればよいか。

(答) 検討を行うまでの間は、当該項目の記載がなくても差し支えない。